

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
1	(1) 人材の育成と効率的な組織運営の推進 ① 組織の最適化と働きやすい職場環境づくり	行政需要等に応じた組織・機構の構築	秘書企画課	地方分権の進展や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民にわかりやすい組織づくりを行う。 また、必要に応じて組織や機構の枠を超えたプロジェクトチームなどを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組む。	職員の適性や能力等を反映した職員配置と柔軟な組織体制を構築することにより、効果的・効率的な行政運営を行うことができるとともに、市民サービスの向上が図られる。	実施	実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 組織・機構の見直しについて検討する。 横断的なプロジェクトを設置し、検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織・機構の見直しとして、安全・安心のまちづくりに向けた体制の強化を図るため、「協働推進課」と「危機管理課」を統合し、「協働安全課」を新設した。また、市民ニーズへの対応や事務の適正化を図るため、担当業務によってグループを細分化し、グループ数が4増加した。 市長マニフェストである「住むなら岩倉！子育て・健幸・安心なまち」を実現するための5つの政策の柱等を推進するための組織横断的なプロジェクトを設置し、各プロジェクトで施策を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織・機構の見直しにより、市民ニーズの多様化に対する迅速な対応や喫緊の課題を解決し、安全・安心のまちづくりに向けた体制づくりをすることができた。 プロジェクトの成果としては、健幸都市宣言関係イベントの実施や五条川健幸ロードを整備した他、駅東地区の桜通線の買収地を活用したイベントの実施などを決定することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織・機構の見直しによる効果を検証し、必要に応じて組織・機構のあり方を検討していく。 第5次総合計画策定に向けて設置した若手職員プロジェクトチームにおいて、総合計画の策定作業に関わりながら、施策や事業の提案に関わっていく。
2	年次有給休暇等の取得促進	秘書企画課	<p>年次有給休暇等の取得について、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した市特定事業主行動計画に規定する取組（年次有給休暇の取得促進・連続休暇等の取得促進・子どもの看護のための特別休暇の取得促進等）を推進する。</p> <p>※年度目標…職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数10日／年以上</p>	<p>職務に専念しながら、職員が安心して結婚、出産、子育て、介護ができる「働きやすい職場環境」づくりが図られる。</p> <p>※年度目標…職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数10日／年以上</p>	10日／年以上	10日／年以上	10日／年以上	<ul style="list-style-type: none"> 市長を始め管理職員が率先して休暇を取ることによって休暇取得しやすい雰囲気づくりを進めてほしい。また、市長からのメッセージも必要ではないか。 秘書企画課を始め、子育て、健康などを担当する部署の職員は担当事務の性格上それぞれが率先して休暇を取得しなくてはならないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数「10日以上」の目標を達成するために、休暇をとりやすい職場の雰囲気づくりなど、管理職が責任を持って取り組むこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知に努めるとともに、連続休暇等の取得促進を図る。 職員向けに休暇制度について、分かりやすい資料を作成し周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員向けの休暇制度の資料の作成はできていないが、全職員あてに通知した「ワーク・ライフ・バランスの推進について」に沿って、休暇取得の取組として、夏季厚生休暇や休日、祝日と合わせた連続休暇としての取得促進を図る通知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇等の取得の促進を進めることにより、職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努めたが、平均取得日数は微減となった。 <p>※平成30年度職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数：8.87日（対前年比：0.06日減）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知に努めるとともに、連続休暇等の取得促進を図る。 休暇制度の資料を作成し周知に努める。 	

資料1ページ～

資料3ページ～

資料5ページ～

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
3	(1) 人材の育成と効率的な組織運営の推進 ① 組織の最適化と働きやすい職場環境づくり	時間外勤務の縮減	秘書企画課	ノー残業デー及び育児の日の推進、管理職員の業務マネジメントの推進、時間管理の手法などを取得する研修を実施する。また所属ごとにミーティングや朝礼を実施し、業務の確認・調整を行い、業務効率をあげるためのスケジュール管理に取り組む。	時間外勤務手当の縮減、職員の健康保持及び仕事と家庭との調和が図られる。 ※年度目標…職員1人当たりの時間外勤務時間数 94時間/年以下	94時間/年以下	94時間/年以下	94時間/年以下	・ワーク・ライフ・バランスを率先して進め、時間外勤務の縮減に努めてほしい。	・ワーク・ライフ・バランスを進めるため、職員1人当たりの時間外勤務時間数94時間以下の目標を実現すること。	・ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知に努めるとともに、毎週水曜日の「ノー残業デー」の取組や時間外勤務の事前申請・命令の徹底を図る。 ・管理職職員が、特定の職員に時間外勤務が集中しないよう、業務配分に努める。 ・幅広い職員が受講できるよう「タイムマネジメント研修」を実施していく。 ・時差出勤制及びフレックスタイム制について、導入している自治体のメリットやデメリットを含め、状況について研究していく。	・毎週水曜日の「ノー残業デー」の徹底のため、その日の午後5時30分に庁内放送を流し、午後6時までの一斉退庁を促した。 ・時間外勤務の削減のため、従来から実施している毎週水曜日の「ノー残業デー」や愛知県が実施している「あいち・ワーク・ライフ・バランス推進運動2018」に賛同し、「愛知県内一斉ノー残業デー(11月21日)」における定時退庁を促した。 ・引き続き、管理職職員の時間外勤務管理の促進を図ることを目的として、時間外勤務を実施予定の職員は、予め時間外勤務の事前申請を行い、当該日の午後5時15分までに所属長の命令を受けなければならないこととした。 ・主事級から統括主査までの職員16人が「タイムマネジメント研修」を受講することにより、時間管理の能力向上に努めた。 ・時差出勤制及びフレックス制を導入している自治体を整理した。	・時間外勤務の縮減につながる取組により、時間外勤務の縮減に努めたが、選挙等の事務があったこともあり職員1人当たりの時間外勤務時間数は増加することとなった。 ※平成30年度職員1人当たりの時間外勤務時間数：100時間（対前年度比6時間増）	・ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知に努めるとともに、毎週水曜日の「ノー残業デー」の取組や時間外勤務の事前申請・命令の徹底を図る。 ・管理職職員に対し、特定の職員に時間外勤務が集中しないような業務配分に努めるとともに、個人ではなく組織で仕事を行うよう、周知に努めていく。 ・幅広い職員が受講できるよう「タイムマネジメント研修」を実施していく。 ・時差出勤制及びフレックスタイム制について、県内自治体の調査結果を踏まえ、導入に向け研究をしていく。

資料9～

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン 推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議 からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績 (実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
	H30	R1					R2								
4	① 人材の育成と効率的な組織運営の推進	② 人材育成の推進	人材育成基本方針の推進	秘書企画課	市人材育成基本方針に基づき、日々の仕事を通じて職員を育てる職場環境の構築、職員の能力や資質を伸ばす職員研修の実施、職員の意欲を高め、身に付けた知識や能力を生かす人事管理に取り組む。	やりがいを持って職務に取り組むことにより、職員の成長や組織の総合力の向上が見込まれる。	実施	実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に掲げている取組について、推進をしていく。 ・平成30年度研修計画、職員提案制度などを基に、職員一人ひとりの意識改革やスキルアップに取り組んでいく。 ・市長マニフェスト等推進プロジェクトを通じ、若手職員の達成感や課題解決能力の向上を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づき、平成30年度職員研修計画を作成し、市独自研修（1,061人）の実施、及び研修機関が実施する研修（157人）に職員を派遣し、延べ1,218人の職員が研修を受講した。受講後は受講報告書やアンケート等の提出により、研修効果を測定した。 ・職員提案制度は、24件の提案があった。 ・市長マニフェストでは、プロジェクトに若手職員が参加し検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等の実施により、職員の意識改革、スキルアップに繋がった。市独自研修では、95%の受講者から「大変有意義であった」又は「有意義であった」と回答があった。 ・職員提案制度の実施により、自ら課題を発掘し解決していく職員の育成に繋がった。 ・市長マニフェストでは、若手職員が公募により参加し、活動を通して達成感や課題解決能力の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に掲げている取組について、推進をしていく。 ・平成31年度研修計画、職員提案制度などを基に、職員一人ひとりの意識改革やスキルアップに取り組んでいく。 ・第5次総合計画策定に向けて設置した若手職員プロジェクトチームにおいて、総合計画の策定作業に関わりながら、施策や事業の提案に関わっていく。
					救急救命士の新規養成、処置拡大等研修受講、指導者の養成に取り組む。	救急業務の高度化に対応する専門性の高い職員を育成し、それに続く後進の目標となる等の波及効果を創出することにより、救命率向上にもつながる。 目標：運用救急救命士数（延べ認定資格数）。	10人 (38件)	12人 (44件)	13人 (49件)						
救急業務の高度化	消防本部総務課	※救急救命士の認定資格包括下除細動、気管挿管、薬剤投与、処置拡大（心肺機能停止前の静脈路確保と輸液、血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与）、薬剤投与指導者、指導救命士他	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 資料13 資料15 	<ul style="list-style-type: none"> 資料19 						
5															

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
6	(1) 人材の育成と効率的な組織運営の推進 ③ 職員数の適正化	職員数の最適化	秘書企画課	再任用職員・嘱託職員・パート職員の任用・雇用及び高度な専門知識を持った人材の育成・採用をするとともに、職員の適性や能力等を反映した職員配置、市民ニーズや業務量に見合った職員数の管理に努める。	最適な職員配置や職員数の管理を行うことにより、効果的・効率的な行政運営を行うことができる。	実施	実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長から平成31年度職員配置要望書を提出させ、各課の業務量にあった職員数を算定し、必要数を確保していく。 ・再任用制度を積極的に活用し、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図っていく。 ・地方自治法及び地方公務員法の改正により、令和2年度から創設される会計年度任用職員制度について、適切に運用できるよう準備していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日現在の職員数は375人であったが、平成30年9月1日に2人、平成30年10月1日に1人の職員を採用した。 ・平成30年5月に平成31年4月の各課の職員数（正規職員、嘱託職員など）について、所属長の要望に基づきヒアリングを実施し、平成31年4月1日の職員数を381人とし、採用試験を実施した。 ・5人の定年退職者のうち、新たに3人（保育職）を平成31年4月1日に再任用職員として任用することとした。 ・平成31年度のパート職員の雇用と効果的な配置を行うため、所属長や事務補助的な業務を行うパート職員とヒアリングを行った。 ・職務に対する適性、職場環境に対する意見、提案、異動希望等を申告する自己申告制度について、全職員から自己申告書の提出をさせた。 ・会計年度任用職員制度導入等の準備として、各課で雇用している嘱託員やパート職員についての任用根拠や勤務実態を調査した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日、9月1日及び10月1日に職員を採用し、適切な職員配置を行った。また、再任用制度を積極的に活用し、様々な職種において、知識と経験を有する人材を確保することができた。 ・パート職員については、所属長等のヒアリングにより、雇用の必要性や勤務形態を決定することができた。 ・自己申告書を全職員から提出させたことにより、職員の適性や能力等を反映した配置を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長から令和2年度職員配置要望書を提出させ、各課の業務量にあった職員数を算定し、必要数を確保していく。 ・引き続き、再任用制度を積極的に活用し、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図っていく。 ・令和2年度から導入される会計年度任用職員制度について、例規整備や制度周知等、必要となる準備を的確に行っていく。

資料21

資料22

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
7	② 持続可能な財政基盤の確立 ① 歳入確保の強化	後期高齢者医療保険料の収納率の向上	市民窓口課	<p>安定的な後期高齢者医療制度の運営と負担の公平性を確保するため、効果的な収納対策に取り組む。 新たな滞納者の発生を防ぐため、高齢者に配慮した通知をするとともに電話や訪問により納付を促す。また、納付忘れを防ぐため、口座振替を勧奨する。</p>	<p>分かりやすく伝えることにより納付に繋げ、収納率の向上を図る。また口座振替を勧奨することにより、納め忘れや初期未納を防ぎ、新たな滞納者の発生を抑制する。</p> <p>収納率目標(現年度分) 令和2年度 99.72%、99.40%(うち普通徴収分)</p> <p>※平成29年度 99.72%、99.40%(うち普通徴収分)</p>	99.72%(現年度分)	99.72%(現年度分)	99.72%(現年度分)	<p>・収納に係る部署がこれまで以上に連携して、収納率向上に取り組んでほしい。</p>	<p>・収納率向上対策推進会議において、さらなる収納率の向上策について検討すること。</p>	<p>・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封する。 ・初期未納者には督促状送付後に電話催告を行い、滞納者には納付相談を実施し納付を促す。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替を勧奨する。 ・5月と12月に徴収強化月間を設け、電話催告や戸別訪問による徴収業務に取り組む。 ・他の効果的な収納方法の研究を行う。</p>	<p>・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封した。 ・初期未納者へ督促状発送時に電話催告するなど早期対応を徹底し、新たな滞納者が発生しないように努めた。また、滞納者には納付相談を実施するとともに納付誓約どおりの納付がない滞納者には電話催告するなど継続した取組を行った。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替の勧奨に努めた。 ・従来から実施している5月と12月に加え、新たに9月にも催告書発送者を対象に電話催告や戸別訪問による徴収業務に取り組んだ。 ・庁内で組織する収納率向上対策会議において、税務課から財産調査及び滞納処分のノウハウを学んだ。 ・被保険者と接触し納付相談等の機会を増やす取組として、高額療養費支給の一時差止の実施に備え、その実施方法を確認した。</p>	<p>・収納率 現年度分99.70%(目標率99.72%に対し0.02ポイント下回る) 普通徴収分99.35%(目標率99.40%に対し0.05ポイント下回る)</p> <p>・初期未納者への早期対応の徹底により、新たな滞納者の発生を抑制できた。また、滞納者への継続した接触により、納付につなげることができた。 ・平成30年度の口座振替登録490件(前年度比+87件)のうち、登録件数の28.4%(前年度比+0.6ポイント)の139件(前年度比+27件)が口座振替受付サービスの利用となり、登録手続きの簡素化が図られた。 ・徴収強化月間の電話催告や戸別訪問により、101件、854,000円を徴収することができた。 ・接触困難な滞納者1名の財産調査を行い、所得状況を把握することができた。 ・高額療養費支給の一時差止を実施することを検討した(滞納者のうち高額療養費該当者なし)。</p>	<p>・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封する。 ・初期未納対策を重点的な取組として、督促状送付後に電話催告を行うことなどこれまでの取組を継続していく。 ・滞納者には、定期的に納付相談を実施し納付を促す。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替を勧奨する。 ・5月、9月、12月に徴収強化月間を設け、電話催告や戸別訪問による徴収業務に取り組む。 ・納付相談や滞納処分に活用する財産調査や高額療養費支給の一時差止などの収納対策を状況に応じて積極的に実施する。 ・収納率向上推進委員会(令和元年度から名称変更)において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。</p>

資料23

資料25

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
8	(2) 持続可能な財政基盤の確立 ① 歳入確保の強化	市税の収納率の向上	税務課	<p>安定的な税収を確保するために、現年の普通徴収課税分は、口座振替納付を推進する。</p> <p>滞納者には財産調査を徹底し、担税能力がありながら納付がない場合は、早期の滞納処分を実施するとともに、動産等を差押えた場合はインターネット公売を利用して効率的な換価を実施する。</p>	<p>歳入確保への取組を実施しながら、県内の平均収納率を目標に収納率の向上を図る。</p> <p>収納率目標 令和2年度 市税99.30% 滞納繰越分24.50% 国保92.00% 滞納繰越分23.50%</p> <p>※平成27年度 市税99.07% 滞納繰越分23.97% 国保90.97% 滞納繰越分23.42% 平成27年度(県内平均) 市税99.35% 滞納繰越分28.12% 国保93.66% 滞納繰越分21.40%</p>	(市税) 現年 99.20% 滞納 24.30% (国保) 現年 91.50% 滞納 23.48%	(市税) 現年 99.25% 滞納 24.40% (国保) 現年 91.75% 滞納 23.49%	(市税) 現年 99.30% 滞納 24.50% (国保) 現年 92.00% 滞納 23.50%	・No.7に同じ。	・No.7に同じ。	<p>・納税者の利便性の向上を図るため、口座振替受付サービスのイラストを納税通知書に掲載し、利用を増加させる。</p> <p>・自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、担当職員を設け、徹底した財産調査を行い、差押えを執行し、インターネット公売等により効果的な換価を行う。</p> <p>・現年度の滞納者に対して、休日納付窓口を周知し、平日来庁できない方に休日相談の利用を促す。</p>	<p>・口座振替受付サービスのイラストを平成30年度納税通知書の封筒に掲載し利用促進に努めた。市全体で663件の利用があった。(前年度比83件減)であった。</p> <p>・滞納者に対し、地区ごとに担当者を割当て、戸別訪問や財産調査を行い、211件の差押えを実施した。また、滞納者の自宅等の搜索を8件実施したが、インターネット公売ができた。毎月第3日曜日に休日納付窓口を開設し、納付の利便性を図り、2,232,200円の納付があった。</p>	<p>【市税】</p> <p>・現年分99.22% (目標率99.20%に対し0.02ポイント上回る)</p> <p>・滞納繰越分24.13% (目標率24.30%に対し0.17ポイント下回る)</p> <p>【国民健康保険税】</p> <p>・現年分91.41% (目標率91.50%に対し0.09ポイント下回る)</p> <p>・滞納繰越分22.54% (目標率23.48%に対し0.94ポイント下回る)</p>	<p>・自主的な納付がされない滞納者に対し、財産調査を行い、差押えを執行する。また、インターネット公売等も利用し、財産処分を行う等取組を強化する。</p> <p>・納税者の利便性の向上を図るため、口座振替受付サービスのイラストを納税通知書に掲載し、利用を増加させる。</p> <p>・休日納付窓口により、平日来庁できない方の納税機会を拡大するとともに、納税相談を実施する。</p> <p>・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。</p>

資料23

資料25

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン 推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議 からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績 (実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
9	② 持続可能な財政基盤の確立 ① 歳入確保の強化	介護保険料の収納率の向上	長寿介護課	<p>安定的な介護保険事業の運営と保険制度としての負担と給付の公平性を確保するため、介護保険料の滞納者に対し、督促状の送付や電話催告により納付を求める。また、臨戸訪問による徴収を実施する。</p> <p>口座振替による納付を促し、新規滞納の抑制を図る。</p> <p>滞納により、介護サービス利用時に制限が生じる旨の説明を行い、納付に理解を求める。</p>	<p>現年分の未納額発生を抑えることで累積滞納額の拡大を抑制するとともに過年度分の徴収に努めて徴収額の向上を目指す。</p> <p>収納率目標（現年度分） 令和2年度 99.20%、91.00%（うち普通徴収分）</p> <p>※平成27年度 98.95%、過去5年間の平均：99.02%、88.69%（うち普通徴収分） 過去5年間の平均：90.27%</p> <p>平成26年度（県内平均） 99.08%、90.26%（うち普通徴収分）</p>	99.10% (現年度分) 90.00% (うち普通徴収分)	99.15% (現年度分) 90.50% (うち普通徴収分)	99.20% (現年度分) 91.00% (うち普通徴収分)	<p>・No.7に同じ。</p>	<p>・No.7に同じ。</p>	<p>・文書による毎期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。</p> <p>・年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。また、一斉徴収の翌月に面談できなかった人へ再度電話催告を実施する。</p> <p>・滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。</p> <p>・滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。</p> <p>・転出者に対しては、転出手続きを行う際に、保険料の納付状況を確認し、未納分の保険料の徴収に努める。</p>	<p>・文書による毎期ごとの督促のほか、4月と10月の各2週間を一斉徴収期間として、日中及び夜間徴収を実施した。また、一斉徴収で面談できなかった人には電話督促を実施した。</p> <p>一斉徴収では、職員による戸別訪問を実施し、滞納が続く場合による給付制限の説明を行った他、滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求めるなどし、収納に努めた。</p> <p>・平成30年度の滞納による給付制限実施対象者は5人。</p> <p>・一斉徴収実績 4月：訪問84件(面談30件、納付6件) 10月：訪問102件(面談37件、納付5件) その他の月：滞納徴収を担当する職員による徴収を訪問にて51件実施した。</p> <p>・保険料の未納に伴う給付制限について、一斉徴収前に未納者に対して送付する通知文書や督促状に記載し、納付意識の向上に努めた。</p> <p>・転出者に対して、転出手続きを行う際に、保険料の納付状況を確認し、未納がある人についてはその場で納付勧奨を行い未納分の保険料の徴収に努めた。</p> <p>・口座振替受付サービスを活用したことにより、口座振替手続の簡素化が図られた。</p>	<p>・収納率 現年度分：99.21%（目標率99.10%に対し0.11ポイント上回る） うち普通徴収分：90.48%（目標率90.00%に対し0.48ポイント上回る）</p> <p>・4月の一斉徴収期間中に64,900円、10月の同期間に49,900円を徴収したのを始め、滞納徴収を担当する職員による徴収ではその場での納付は無かったが、納付相談が4件あり、滞納拡大を防ぐように努めた。</p>	<p>・文書による毎期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。</p> <p>・年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。</p> <p>また、一斉徴収の翌月に面談できなかった人へ再度電話催告を実施する。</p> <p>・滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。</p> <p>・滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。</p> <p>・転出者に対しては、転出手続きを行う際に、保険料の納付状況を確認し、未納分の保険料の徴収に努める。</p> <p>・保険料の未納に伴う給付制限について、一斉徴収前に未納者に対して送付する通知文書や督促状に記載する。</p> <p>・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。</p>

資料23

資料25

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
10	② 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化 給食費の収納率の向上	学校教育課	学校と連携し、未納額を増加させないように早期から通知や面談を実施する。 中学校を卒業した未納保護者には電話催告や催告通知を発送するとともに、個別面談の実施を図るなど徴収に努める。	県内の平均収納率は99.67%であり、前回の行政経営プラン行動計画の目標を達成しているため、平成27年度の収納率を維持することを目標とする。 収納率目標(現年度分) 平成28年度～令和2年度までの各年度 99.93% ※平成27年度 99.93%、過去5年間の平均は99.81%	99.93%	99.93%	99.93%	・No.7に同じ。	・No.7に同じ。	・在校生の未納に対し学校と連携を密にするとともに、特に卒業間近の未納がある保護者に在籍中に納付を促すことや、児童手当による納付の申出書の提出を依頼する。 ・平成29年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼を行う。	・学校と連携し、卒業間近の未納保護者に納付相談を実施した。また、児童手当による納付の申出書の提出を依頼し、給食費25件(14人)を徴収した。 ・平成29年度以前の中学校卒業者に対しては、10月と1月に未納通知を送付するとともに、電話での納付依頼を行った。また、3月には訪問する時間帯を変えて、数回戸別訪問を行った。	・収納率 現年度分 99.92% (目標率99.93%に対し0.01ポイント下回る) 資料23 資料25	・在校生の未納に対し学校と連携を密にするとともに、特に卒業間近の未納がある保護者に在籍中に納付を促すことや、児童手当による納付の申出書の提出を依頼する。 ・平成30年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼を行う。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。
				園児在園中に保育料が納付されるよう、子育て支援課と保育園が連携して滞納状況の説明など督促を実施する。 滞納者の世帯状況等を把握し支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。	早期に未納額の発生を抑えることで収納率の向上を図る。 収納率目標(現年度分) 平成28年度～令和2年度までの各年度 99.96% ※平成27年度 99.78%	99.96%	99.96%	99.96%	・No.7に同じ。 ・福祉的な面もあるが、適正な受益者負担を研究する必要がある。	・No.7に同じ。	・園児の在籍中に保育料が納付されるよう保育園と連携を図り、未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や戸別訪問を行う。	・納付期限後に督促状を送付し、5月と11月に催告書を16件送付した。 ・各保育園長から送迎の際など、随時、保護者に対して納付の勧奨に努めた。 ・5月と12月に戸別訪問を実施し、必要に応じて分納誓約書の提出を求めた。また、その場での徴収が難しい場合に、児童手当からの徴収についても勧奨を実施した。 ・戸別訪問実績 5月 訪問14件(納付1件18,400円 約束4件 後日納付1件18,400円) 12月 訪問10件(納付1件 1,000円 約束1件) ・児童手当から徴収2件 84,200円 ・庁内で組織する収納率向上対策会議において、税務課職員を講師に滞納処分における差押えについて学んだ。	・園児が卒園する前に保育料が納付されるよう保育グループ職員と園長とで日常的に情報交換を行い、連携して未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。 ・市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や戸別訪問を行う。 ・滞納分の保育料について児童手当からの徴収の申請の積極的な勧奨を行う。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	
11		保育料の収納率の向上	子育て支援課											

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画											
	H30	R1					R2																			
12	② 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化	放課後児童健全育成手数料の収納率の向上	子育て支援課	子育て支援課と放課後児童クラブが連携し収納率100%を維持する。また、滞納者については、世帯状況等を把握しながら支払能力に応じ分納誓約書の提出を求める。	<p>早期に未納額の発生を抑えることで収納率の向上を図る。</p> <p>収納率目標（現年度分） 平成28年度～令和2年度までの各年度 100.0%</p> <p>※平成27年度 100.0%</p>	100.00%	100.00%	100.00%	<p>・No.7に同じ。</p>	<p>・No.7に同じ</p>	<p>・児童の在籍中に放課後児童健全育成手数料が納付されるよう引き続き未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や臨戸徴収を行う。</p>	<p>・納付期限後に督促状を送付し、1月に催告書を1件送付した。</p> <p>・各児童館職員から送迎の際など、随時、保護者に対して納付の勧奨に努めた。</p> <p>・庁内で組織する収納率向上対策会議において、税務課職員を講師に滞納処分における差押えについて学んだ。</p>	<p>・収納率 現年度分 100.00%</p> <p>資料23</p> <p>資料25</p>	<p>・児童の在籍中に放課後児童健全育成手数料が納付されるよう引き続き未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。</p> <p>・市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や戸別訪問を行う。</p> <p>・夏休みや冬休み等の学校の長期休業日のみ利用者についても口座振替を実施する。</p> <p>・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。</p>											
							13	使用料、手数料等の適正化	行政課							<p>必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応能割と応益割の考え方により、使用料、手数料等の適正化を図る。令和元年10月からの消費税増税の転嫁を含め、見直しを行っていく。</p>	<p>受益者負担の適正化が図られる。</p>	検討	実施	実施	<p>・市民に施設を維持管理するのに必要なコストを知ってもらうことが、使用料・手数料見直しに当たっての前提となる。</p>	<p>・使用料・手数料の見直しに際しては、他市町の動向も踏まえ、市民の理解を十分に得られるようなものとする。</p>	<p>・見直し指針案、料金改定案を確定後、条例改正、平成31年度予算編成への反映、市民周知を行う。</p>	<p>・施設等のコスト計算表を作成し、使用料等の見直し指針及び料金改定について検討した。</p> <p>資料27</p>	<p>・指針案及び料金改定案をもとに検討した結果、総合的に勘案し、使用料・手数料等の見直しを再検討することとした。</p>	<p>・再検討の結果をもとに方針を決定する。</p>
							14											クレジットカード収納の実施	税務課	<p>市税の新たな納付方法として、自宅でも納付できるクレジットカード収納を導入し、納税者の利便性の向上を図る。</p>						

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
15	② 持続可能な財政基盤の確立	② 積極的な財源確保 ふるさといわくら応援寄附金の積極的な推進	秘書企画課	ふるさといわくら応援寄附金制度本来の趣旨を理解した上で、地元の特産品等や岩倉市を全国にPRする絶好の機会と捉え、お礼の品を幅広く発掘するとともに、岩倉市のふるさといわくら応援寄附金制度、お礼の品を積極的にPRし、寄附金を確保する。	幅広いお礼の品の発掘、積極的なPRにより、全国に岩倉市及び特産品をPRすることができ、地域産業の振興につながる。また、多くの岩倉市への応援の気持ちと寄附金を確保することができる。 目標額： 平成30年度～令和2年度までの各年度 36,919千円 (積算根拠) 平成29年度寄附金額(歳入)－平成29年度寄附金謝礼等支出額(歳出)	36,919千円	36,919千円	36,919千円	・ふるさと納税の返礼品として、市内での体験型プログラムも検討してほしい。	・ふるさと納税については、お礼の品の充実だけでなく、多角的な視点から寄附金額の増加に向けて研究すること。	・お礼の品を追加していくとともに積極的にPRし、寄附金を確保する。	・お礼の品を随時追加し、平成30年度当初49種類だったものを72種類とした。また、昨年度と同様年末にかけて、期間限定でおせち料理をお礼の品として追加した。 ・桜まつりの来場者や転出者にパンフレットを配布しPRした他、新たな利用サイトへの登録などにより寄附金確保に努めた。 ・体験型プログラムについて、先進事例の研究をした。	・お礼の品の追加などの効果もあり、目標金額を上回る実績を残すことができた。 目標金額：36,919千円 実績： 72,319,221円(歳入)－29,195,987円(歳出)＝ 43,123,234円 参考：H30市民税影響額△73,608,241円	・引き続き、体験型プログラムの検討などお礼の品を追加していくとともに積極的にPRし、ガバメントクラウドファンディング等を含めた新たな寄附方法を検討して寄附金を確保する。
16		土地開発基金保有土地の適正化	行政課	土地開発基金保有土地について、その性質ごとに区分し、区分ごとの取扱いの方針を定めることで、適正な管理を図る。	土地開発基金保有土地は、現に公共用に供しているもの、将来的に利用予定があるもの、事業用に供した残地など性質が異なっている。性質ごとに取扱いの方針を定めることで、処分又は適正な管理を図ることができる。	実施	実施	実施	—	—	・土地開発基金で保有している土地の適正化方針を策定する。	・土地開発基金の適正化方針の策定の検討にとどまった。 ・川井野寄地区での企業誘致地区内に基金の土地(農地)を企業庁に売却するとともに、同地区内で土地を所有し、企業庁へ売却する方に基金の土地(1筆)を代替地として提供する見込みとなった。	・土地開発基金の適正化方針を策定できなかったが、川井町及び野寄町に所有する土地のうち2筆を売却できる見込みとなり、適正化の一助となった。	・土地開発基金で保有している土地の管理又は処分の方針を定める。
17		公共施設の活用による財源確保	行政課	これまで実施している広告付き電子掲示板や広告付き案内地図の設置、自動販売機の入札のほか、公共施設の空きスペースを活用した財源確保策を検討する。	公共施設の空きスペースを効率的に活用することで、新たな財源の確保につながる。	研究	実施	実施	—	—	・市長マニフェストの実現に向けて取り組む確かな行政運営プロジェクトにおいて、公共施設のネーミングライツの導入について研究する。	・行政運営プロジェクトでは、広告看板の設置による収入に主眼を置いて検討したことから、公共施設のネーミングライツについては研究することができなかった。 ・市で所有する土地において、業者が広告看板を設置し市が収入を得る取組について研究した。 ・庁舎のエレベータ内に広告を設置させ収入を得ることを検討したが、実現に至らなかった。	・特定の行政目的で利用されていない普通財産の土地はごくわずかであり、多くは土地開発基金で所有する土地であったことから、広告看板を設置する取組は、基金の歳入にはつながらず、様々な用途に活用できる一般会計の財源確保に至らないことが分かった。	・公共施設を活用した財源確保について研究する

資料29ページ

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
18	② 持続可能な財政基盤の確立 ② 積極的な財源確保	新たな企業誘致による市税収入の増	企業立地推進室	安定した税収の確保と新たな雇用の創出を図るため、工場等新設・増設奨励金制度及び雇用促進奨励金制度を積極的に周知する。 工業系土地開発事業による企業誘致を目指している川井町・野寄町地区において愛知県企業庁と共同し事業の実現に向けて検討する。	将来的に企業の進出による税収増につながる。	検討	検討	検討	・企業の立地に際しては、緑化についても留意してほしい。	—	<ul style="list-style-type: none"> 「企業立地の促進等に関する条例」を市の広報やホームページ、愛知県のハンドブックへの掲載等により条例の奨励措置制度について周知を図る。また、開発関係や建築の部署と連携し情報収集に努め、相談のあった事業者に対して条例の周知を図っていく。 企業誘致については開発検討区域での事業実現のため検討しながら愛知県等の関係機関と協議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市のホームページ、窓口に配置したチラシや愛知県のハンドブックへの掲載等により条例の奨励措置制度について周知を図った。また、愛知県主催の産業立地セミナーにおいて、岩倉市のブースを設置し、奨励措置についてPRしたが制度の活用には至らなかった。 企業庁と共同で検討してきた川井野寄地区での企業誘致に向けての愛知県等の関係機関との協議が整った。 平成30年4月1日から工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例を施行し、企業誘致の促進を図るため市街化調整区域と工業地域のみ緑地等の面積率を緩和した。条例施行に合わせて、より質の高い緑地形成に向けて工場緑化ガイドラインを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口で奨励措置制度について説明した事業者の中に平成31年度に開発予定があり、業種も奨励金の交付要件も満たしているため、予定通りに着手されれば将来的な税収増につながる。 川井野寄地区での企業誘致については、次年度の事業決定の目途がついたことで、将来的には立地が可能となり、企業立地による税収増につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「企業立地の促進等に関する条例」を市の広報や、ホームページ、愛知県のハンドブックへの掲載等により周知を図る。また、開発関係や建築の部署と連携し情報収集に努め、相談のあった事業者に対して条例の奨励措置の周知を図っていく。 川井野寄地区での企業誘致については、企業庁と共同で円滑な事業実施と誘致する企業の募集を行っている。
				実施	実施	実施	資料33							
19	③ 歳出の効率化	将来にも責任ある計画的な予算編成	行政課	各課からの予算要求については、施策評価等の結果が反映されているかを確認するとともに、市民意向と費用対効果を検討する。また、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行うことで、現在だけでなく将来にも責任ある計画的な予算を編成する。	適正かつ厳格な予算執行が期待できる。	実施	実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算編成とする。施策評価等の予算反映は、要求書等で確認できるように検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成では、債務負担行為を活用し、年度内の舗装等工事の平準化や複数年にわたる契約額の適正化に努めた。 予算編成方針において、経常経費と消耗品費の限度額を設けた。 予算査定時にあわせて、施策評価等の予算反映についてヒアリングを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な予算編成に努めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連事業の統合、集中実施や共同実施の考えのもと適正な予算編成とする。 施策評価等の予算反映について、予算査定等で確認していく。

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画	
						H30	R1	R2							
20	② 持続可能な財政基盤の確立	③ 歳出の効率化	支給物品等の消耗品購入費の削減	会計課	所属別の要求数と費用をとりまとめて通知するなど、会計課から職員がコスト意識を高めるよう情報発信を行い、支給物品等の消耗品購入費の削減を図る。	支給物品等の消耗品は、全職員が使用するものであるため、全体の中で各所属が使用している件数と費用を庁内に周知して全職員のコスト意識を高めることにより、消耗品購入費が削減できる。 特に内部会議資料のコピーで、再利用(裏面利用)を行うことは、資源保護にもつながる。 目標：再生紙使用実績額 積算根拠：平成29年度実績の5%減	2,648千円	2,648千円	2,648千円	・支給物品について、1人当たりの費用を算出して周知する等、工夫してほしい。 ・どのように職員のコスト意識につながったのか報告してほしい。	・職員1人当たりに係る支給物品の費用を算出して周知する等、工夫すること。	・職員のコスト意識喚起を継続する。支給物品の所属別要求数の集計結果等を周知する。	・支給物品の要求数が多いときは、担当課の職員に必要性を確認した。 ・支給物品の所属別要求数の集計結果を周知し、コスト意識を持ち経費の削減となるよう通知した。 ・複合機の適切な使用を呼びかけるため、行政課が各課ごとの再生紙等使用状況を毎月庁内のグループウェアを通じて知らせた。	・平成30年度支給物品要求実績額は622,294円(職員1人当たり2,561円)で、前年度と比較して58,397円減少した。 ・平成30年度再生紙使用実績額は2,684,663円で、前年度と比較して102,052円(3.7%)減少したが目標には達しなかった。	・支給物品の所属別要求数の集計結果等を周知する。職員のコスト意識喚起を継続する。
					経常経費の削減	—	予算編成時に、経常経費(旅費、需用費、役務費等)、市単独事業委託料、その他事務事業の見直しを行うことにより経費の削減に努める。	予算編成時に削減を行うことにより新たな事業費を生み出すことができる。	実施	実施	実施	—	—	・平成30年度予算編成方針等に係る削減事務事業の見直し：80万円	
22	④ 財政情報の公表と財政健全化への取組	広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供	行政課	広報紙、ホームページに掲載している予算の概要、決算状況、財務書類4表、財政健全化判断比率等を図、表、用語解説等を付記し、より分かりやすいものとしていく。	財政状況の公表により、市民等にその状況を正しく、広く認識してもらうことで、市民の信頼を深められ、市政への直接関与とともに、施策の可否や改善提案といった市政への間接参画の促進効果が期待できる。	実施	実施	実施	・コストをかけて導入した財務書類4表の活用について検討してほしい。	・財務書類4表を活用し、財政運営に生かすこと。	・予算、決算状況等の公表について、より分かりやすくを念頭に置き、工夫する。 ・国の統一的な基準による財務書類の見方や解説集を作成する。	・財政状況の公表は、予算・決算報告、総合計画に沿った事業報告、健全化判断比率の報告等について、見やすく、分かりやすい掲載に努めた。 ・財務書類4表のほか、その説明資料、概要版、固定資産台帳をホームページで公表した。	・広報紙、ホームページで財政状況の公表をしたことにより、市民等にその状況を正しく、広く周知することができた。	・「財政状況の公表に関する条例」に基づき、財政状況を公表するうえで、より分かりやすくを念頭に置きながら公表するとともに、財務書類4表についても適切に作成を進めていく。	
				市債残高の削減	行政課	市債残高を削減していくために、毎年度の市債発行額が元金償還額を上回らないような財政運営をしていく。なお、市債(一般会計)残高の削減目標値を5年前(平成23年度)の水準に戻すために4億円とする。	市債(一般会計)残高の削減：4億円 毎年度の市債発行額が、元金償還額を上回らないようにすることで市債残高が削減し、将来の世代への負担が軽減されるとともに財政健全化へ寄与することができる。	1億円削減	1億円削減	1億円削減	—	—	・平成31年度の予算編成において、市債発行額が元金償還額を上回らないようにする。	・繰越事業(小中学校空調導入事業)の市債発行額1億9,680万円を含めた令和元年度の予算では、市債発行額(12億3,120万円)が、元金償還額(11億2,168万7千円)を上回った。	・令和元年度予算編成において、市債残高が1億951万3千円増加した。
23															

資料39

資料41

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
24	(2) 持続可能な財政基盤の確立	⑤ 上水道及び下水道事業の健全経営	上水道事業の健全経営	上下水道課	<p>水道料金及び下水道使用料の徴収業務は、平成20年度から民間委託により効率化・合理化・運営体制の強化などで経営改善を図ってきた。また、生活スタイルの変化により料金支払方法が多様化する等の利用者ニーズへの対応と、きめ細かなサービスの充実で収納率を向上させて財政基盤の強化を進める。</p> <p>コンビニ収納や閉栓時の現地精算等の収納サービス向上に取り組むことで収納率の向上を図る。</p> <p>収納率目標(現年度分) 令和2年度 98.97%(水道料金) 98.54%(下水道使用料) 前年度対比で0.04ポイントの上昇を目標とする。</p> <p>※平成27年度 98.77%(水道料金)、98.34%(下水道使用料)</p>	98.89%(水道料金) 98.46%(下水道使用料)	98.93%(水道料金) 98.50%(下水道使用料)	98.97%(水道料金) 98.54%(下水道使用料)	・No.7に同じ。	・No.7に同じ。	<p>・収納率向上のため委託業者との打合せを行い、夜間・休日訪問による徴収や閉栓時の現地精算を実施する等、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。</p>	<p>・滞納者への対応等について委託業者と随時打合せを実施した。</p> <p>・収納率向上の取組としては、電話催告、夜間・休日訪問徴収及び転出者への訪問徴収などを実施した。また、分納での支払いを誓約している滞納者に対し、分納金額を上げたことにより、過年度分の収納率が向上した。</p> <p>・口座振替受付サービスを活用し、利便性の向上に努めた。</p>	<p>【水道料金】 現年度分 98.72%(目標率98.89%に対し、0.17ポイント下回る)</p> <p>【下水道使用料】 現年度 98.38%(目標率98.46%に対し、0.08ポイント下回る)(H31.4に公営企業会計に移行したが、未収金(4月・5月分)は現年分として計上する。)</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">資料23</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">資料25</p>	<p>・収納率向上のため委託業者との打合せを行い、夜間・休日訪問による徴収や閉栓時の現地精算を実施する等、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。</p> <p>・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。</p>
25			下水道事業の健全経営	上下水道課	<p>下水道事業に地方公営企業法を適用させ、公営企業会計に移行することで経営状況を明らかにし、一層の健全化を図る。</p> <p>官庁会計では、引当金や減損損失、減価償却の概念がなく使用料原価が適切に積算されないため、公営企業会計に移行することで、適正な使用料算定の根拠とすることができる。</p>	例規整備・会計システム導入等	実施	実施	・公営企業会計に移行することによって受益者負担金に影響を及ぼすことが想定されるので、慎重に対応してほしい。	—	<p>・平成31年4月1日から公営企業会計に移行できるように、公営企業会計の予算作成、会計システムの構築及び関連部署との調整等を行う。</p>	<p>・損益取引と資本取引を区分した公営企業会計用の予算作成及び会計システムの構築を行った。また、会計課との事務分担等の関連部署との調整、銀行との契約、岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例、財務の特例を定める規則等の例規整備を行った。</p>	<p>・平成31年4月1日から公営企業会計に移行する準備が整った。</p>	<p>・公営企業会計で会計処理を行い、財務諸表を作成して経営状況を明確化する。</p>

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
26	③ 質の高い行政経営の推進 ① 市民サービスの充実	コミュニケーション支援の充実	福祉課	<p>手話通訳・要約筆記の派遣など、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座を開催し、担い手となる手話奉仕員の養成を行うとともに、社会福祉協議会が実施する要約筆記入門講座への協力を行う。</p> <p>手話奉仕員から手話通訳者になるために3市2町（岩倉市、犬山市、江南市、大口町、扶桑町）が共同で開催している手話奉仕員養成講座の充実を図っていく。</p> <p>視覚障害のある人の社会参加の促進を図っていく。</p>	<p>手話奉仕員、要約筆記従事者が市内に増えることで、聴覚・言語障害のある人の積極的な社会参加の促進や、災害時における支援につながる。</p> <p>短期間での市内手話奉仕員の増員が見込まれることや、手話通訳者を目指す人に対し、スキルアップ講座を受講できる環境を整えることで、手話通訳者の増員につながる。</p>	実施	実施	実施	<p>・ボランティアに携わる人が高齢化しているので、若年層をコミュニケーション支援ボランティア活動に取り込む方策を検討してほしい。</p>	<p>・若年層をコミュニケーション支援ボランティア活動に取り込む方策について研究すること。</p>	<p>・3市2町共同で開催の手話奉仕員養成講座が、幅広い年代の人達の手話奉仕員育成のために、講座を夜間に行う。また、手話通訳者を目指す人に対してスキルアップ講座を開催する。</p> <p>・市の行事に要約筆記者を配置し、中途難聴障害者や高齢者の社会参加促進につなげる。</p> <p>・様々なところに手話ができる人を増やし、手話が必要な人にも生活しやすいようにするため、コミュニケーション支援の充実に向けて、庁舎内や福祉活動に携わる人への手話講座の開催を行う。</p> <p>・「ライトサロン」参加者を増やすために、チラシを福祉課窓口以外の所にも設置するなど視覚障害者の支援を行う。</p>	<p>・3市2町共同で開催する手話奉仕員養成講座を行った（受講者25人、うち岩倉市民10人）。また、手話通訳者を目指す人に対してスキルアップ講座を開催した（受講者12人、うち岩倉市民2人）。</p> <p>・文化講演会や敬老会などの市の行事に要約筆記者を配置した。</p> <p>・愛知県手話講師等派遣事業を活用して職員向けの手話講座を開催し、47人の参加があった。</p> <p>・「ライトサロン」参加者を増やすために、チラシを福祉課や社会福祉協議会に設置した。</p>	<p>・手話奉仕員養成講座を岩倉市が当番市として夜間に開催し、初めて20代の受講者が参加した。</p> <p>・スキルアップ講座を受講した手話奉仕員が行事の手話通訳で活動できるようになった。</p> <p>・要約筆記の配置により中途難聴障害者や加齢性難聴者の社会参加促進につなげることができた。</p> <p>・庁舎内窓口で簡単なあいさつによる手話ができる人を増やすことができた。</p> <p>・「ライトサロン」案内チラシの設置や知を行い、参加者増加につながった。</p>	<p>・3市2町共同で開催の手話奉仕員養成講座を幅広い年代の手話奉仕員育成を目指し、土曜日の午後に開催する。また、手話通訳者を目指す人に対してスキルアップ講座を開催する。</p> <p>・市の行事に要約筆記者を配置し、中途難聴障害者や加齢性難聴者の社会参加促進につなげる。</p> <p>・引き続き、手話ができる人を増やし、手話が必要な人にも生活しやすいようにするため、市職員や福祉活動に携わる人への手話講座を開催する。また、手話を広く市民へ周知するため、6月から毎月広報紙に「手話を覚えよう」を掲載する。</p> <p>・引き続き、「ライトサロン」の参加者を増やすために、チラシを公共施設に設置するなど視覚障害者の支援を行う。</p>

資料43

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績 (実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
27	(3) 質の高い行政経営の推進 ① 市民サービスの充実	がん検診等のセット受診の導入	健康課	一人でも多くの方ががん検診等を受診できるよう、各種検診の実施日を調整し、複数検診の同日実施を追加する。 目標 子宮頸がん検診受診率 令和2年度 40% (平成27年度実績 26.1%) ※女性特有のがんの中で、最も受診率の低い子宮頸がん検診をセット検診とすることで受診率の向上を目指すもの。	一度に複数の検診を受診できるようにすることで、市民の利便性向上につながる。	36%	38%	40%	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・レディースセット検診の定員を拡大することにより、受診率の向上につなげる。 ・ほっと情報メール等を活用し周知に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レディースセット検診の種類を2種類増やして3種類とし、定員も190人増やして260人とした。 ・4日間の検診日のうち2日間は、土・日曜日に実施した。 ・レディースエコーセット（乳がんエコー、子宮頸がん、骨粗しょう症）検診に加え、新たに胃がんや乳がん（マンモグラフィ）検診を含めたセット検診を実施した。 ・セット検診では1人あたりの委託料が190円、個人負担額が50円安価になった。 ・ほっと情報メールの配信、広報紙掲載、ポスター掲示等で検診を周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レディースセット検診の申込者は定員に達し、市民ニーズを満たすことができた。 ・セット検診にしたことで、子宮頸がん検診（集団）の受診者数は平成29年度より71人増加し446人であった。受診率は28.4%で平成29年度より1.1ポイント低下したが、その要因は、平成29年度から子宮頸がん検診の受診を2年に1回としたことによるものである。 ・骨粗しょう症検診は、すべてのセット検診に組込んだことにより、受診者数が平成29年度より120人増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日で複数の検診を受診できる機会をさらに増やせるよう検討する。 ・ほっと情報メール等に加え、検診を受けたいくなるようなチラシを作成し、他課が主催するイベント等において配布して周知、啓発に努める。

資料45ページ

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
29	(3) 質の高い行政経営の推進 ② 民間活力の積極的活用	市民プラザ及び市民活動支援センターにおける民間活力の活用	協働安全課	市民プラザの受付等業務及び市民活動支援センター運営業務について、民間活力を引き続き活用する。また、その業務について毎年モニタリングを実施し、結果を運営業務に反映させ、より質の高い市民サービスを行う。	民間活力を活用することにより、民間の優れた創造力、技術力、知識、経験を生かした市民プラザの受付等業務及び市民活動支援センターの運営により、市民との協働を中間支援組織として推進することができる。	実施	実施	実施	・モニタリングに関しては、新たに策定された「指定管理者モニタリングマニュアル」に準じた形で取り組んでほしい。	・モニタリングは「指定管理者モニタリングマニュアル」に準じた形で取り組むこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センターの利用者アンケート等の結果を踏まえながら、市民等のニーズを満たせるような事業の企画運営に努める。 ・前年度のモニタリングを実施する。 ・行政区の支援としてホームページの開設等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内商業施設での「ポケットひろばフェスタ」など市民が参加できるイベントの企画や運営を行い、市民活動団体の活動等の周知に取り組んだ。 ・団体等のニーズに合わせた市民活動支援センター自主事業を実施した。 ・市民活動団体の交流及び情報交換の場である「市民活動団体全体会」の名称を「い〜輪会議」と変更し、市民にも広報紙で参加を呼び掛けたり、団体が参加しやすいよう開催時間を変更した。 ・これまで実施してきたモニタリングに加え指定管理者モニタリングマニュアルに準じた形で実施した。 ・機会あるごとに業務の改善点等を協議した。 ・2つの行政区のホームページ作成を支援し、1つの行政区について公開することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体のニーズに合った講座の実施、情報提供や全体会のリニューアルを行い、市民活動支援センターが様々な形で団体と関わり、支援することができ、より活発な市民活動に繋げることができた。 ・モニタリングの結果を業務に反映させることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き市民プラザ及び市民活動支援センターの円滑な運営及び団体の支援を行う。 ・指定管理者モニタリングマニュアルに準じた形でモニタリングを行う。 ・行政区のホームページ開設及び運営支援を行う。

資料47

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
31	③ 質の高い行政経営の推進 ② 民間活力の積極的活用	民間企業等との災害時応援協定の締結	協働安全課	岩倉市の防災対策として、民間企業等に協力依頼することが適当と思われる分野(医薬品の供給、仮設住宅、支援物資関係、福祉避難所)の項目について、災害時の協定を締結する。	大規模災害時の対応を民間企業等の力を借り円滑に行うことができる。	実施	実施	実施	・ハザードマップ等を常に市民の目に見える形で公共施設に貼り出すよう工夫してほしい。	—	<ul style="list-style-type: none"> 被災自治体における災害対応の問題点や課題、他自治体の協定締結状況や協定内容等について情報収集を行い締結に向けた検討をする。 災害時に、円滑な物資の輸送・搬入を可能とするため、支援物資の輸送手段や保管場所の整備に向けて、関連企業と協定の締結に向けた協議を開始し、協定については年度内の締結を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体での協定締結状況や協定内容について情報収集を行い、災害時における「無人航空機による支援協力に関する協定」、「棺及び葬祭用品の供給等に関する協定」、「支援物資の受入及び配送等に関する協定」を締結した。 第2みよりの里の開所に伴い、いわくら福祉会と「災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」を再締結した。 協定の円滑な運用を行うため、協定内容や連絡先等について、情報共有をすることとした。 市民に配布するために、人の集まる公共施設4か所(総合体育文化センター、市民プラザ、図書館、生涯学習センター)にハザードマップ等が掲載された地震防災ガイドブックを置いた。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時にドローンを使用することで、応急対策及び、復旧業務に必要な情報を収集することができるようになった。 災害時の遺体及び遺体安置所などの対応力向上を図ることができるようになった。 災害時に、支援物資の集配拠点として倉庫の提供を受けることができ、支援物資の仕分け等の運営及び運搬についても協力を得ることができるようになった。 災害時に、いわくら福祉会が所有する施設の第1みよりの里と第2みよりの里を福祉避難所として開設することで、通常の避難所では生活が困難な避難者に対応することができる人数が増えた。 公共施設に地震防災ガイドブックを置くことで、市民の防災に対する意識の向上につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災自治体における災害対応の問題点や課題、他自治体の協定締結状況や協定内容等について情報収集を行い締結に向けた検討をする。 災害時の被災者の生活環境改善を図るため、住宅関連企業と協定の締結に向けた協議を開始し、協定については年度内の締結を目指す。
				救命知識・技術の普及啓発による救急救命率の向上	消防署	幅広い年齢層に、応急手当講習会や普通救命講習会への受講を促し、受講者を増加させるとともに、市内のAEDを充実させ救急救命率の向上を図る。	心肺停止者や重篤な傷病者が発生した場合、近くにいるバイスタンダーが重要な役目を果たします。バイスタンダーとなりうる市民の救命処置を向上させることで、一人でも多くの傷病者に対する社会復帰が可能となる。	61.50%						
32														

資料51

資料53

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
34	(3) 質の高い行政経営の推進 ② 民間活力の積極的活用	生涯学習センター及び総合体育文化センターの民間活力における施設利用の充実	生涯学習課	民間活力の導入により、その効果を十分に発揮できるような環境の整備や指定管理者との連携及び調整を行う。	より多くの利用者に親しまれ、また、新たな利用者を取り込むことができるような施設の管理及び運営が可能になる。	実施	実施	実施	—	—	<p>【生涯学習センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な講座を開催して講座の充実に努める。 ・今後も利用者会議を適宜開催し、生涯学習センター運営が円滑にできるよう利用者の意見を反映させた施設運営を行っている。 ・「岩倉市生涯学習センターフェスティバル」を開催し、生涯学習活動等の周知及び啓発に努める。 <p>【総合体育文化センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と市が連携し、協議しながらスポーツ及び文化団体等と協働で行う教室、イベント等を開催していく。 ・平成29年度に実施した利用者アンケートの結果等により、利用者のニーズ、要望等に沿った事業を企画・運営していく。 ・利用者や利用団体から、気軽にご意見やご要望をいただく場として新たに懇話会を設置し、よりよい施設管理や運営、更なるサービスの向上に努めていく。 	<p>【生涯学習センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の企画・運営の下、多様な市民ニーズを反映した生涯学習講座を100講座開催した。 また、センターがより利用しやすい施設となるよう、利用者会議を3回開催し、センターの管理・運営に利用者の意見を反映させるよう努めた。 「岩倉市生涯学習センターフェスティバル2018」では、日ごろセンターで活動する47団体が発表や展示を行い、1,202人の来場者があった。 「指定管理者モニタリングマニュアル」に沿ったモニタリングを行った。 <p>【総合体育文化センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と市が連携し、市内の各スポーツ及び文化団体等と協働で様々な教室、コンサート、講演会等を開催することができた。4月には環境に関する講演会及び展示、催し物を実施し、478人の来場者があった。また、市内中学校のバレーボール部員を対象に、バレーボールセミナーを開催した。 引き続き保健センターと協働で「体脂肪削減コンテスト」「健幸チャレンジ教室」を実施した。 ヨガやヒップホップなどの多種多様な内容で全24教室実施し、内容の見直しも行った。 「指定管理者モニタリングマニュアル」に沿ったモニタリングを行った。 	<p>【生涯学習センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民講師による自主企画講座「学びの郷」や、市民の企画委員を中心に企画・運営するシニア大学、熟年者さわやかセミナーなど、市民との協働により様々な生涯学習講座を開催することで、講座内容の充実に図ることができた。 また、3回の利用者会議を通じて、問題意識の共有や利用者意見を聴取に努め、施設の管理運営に活かすことができた。 2回目の開催となる「岩倉市生涯学習センターフェスティバル2018」は、日ごろセンターで活動する団体の活動内容を広く知ってもらい、生涯学習の啓発の機会となり、昨年度と比較して92人多くの来場者があった。 <p>【総合体育文化センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の各スポーツ及び文化団体等と協働で、様々な教室やイベント等を開催することで、地域の繋がりと交流を育むことができた。 トレーニング室を活用した保健センターとの協働事業では、市民自らが健康づくりに取り組む意識の向上を図ることができた。 教室の内容を適宜見直し充実に図ったことで、より市民の興味・関心を高め、スポーツへの参加を促すことができた。 	<p>【生涯学習センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度と同様、引き続き多種多様な講座を開催して講座の充実に努める。 また、今後も利用者会議を適宜開催し、センターがより利用しやすい施設となるよう利用者の意見を反映させた施設運営を行っていく。 団体の活動発表の機会として、引き続き「岩倉市生涯学習センターフェスティバル」を開催し、生涯学習活動等の周知及び啓発に努める。 <p>【総合体育文化センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ及び文化団体等と協働しながら協働で行う教室、イベント等を開催していく。 平成30年度に実施した利用者アンケートの結果等、利用者のニーズ、要望等に沿った事業を企画・運営していく。 懇話会の設置が平成30年度はできなかったため、令和元年度に設置する。よりよい施設管理や運営、更なるサービスの向上に努めていく。

資料55

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
35	③ 質の高い行政経営の推進 ② 民間活力の積極的活用	指定管理者 監査の実施	監査委員事務局	指定管理者制度が法律、条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、また、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているか等を着眼点とし、年間1団体1施設を対象として計画的に監査を実施する。	指定管理者が持つノウハウにより多様化する市民のニーズに応えることができているか、市民サービスの向上、管理コストの節減が図られているかなどの検証をすることにより、指定管理者制度の適正な運用に資することができる。 また、監査は指定管理者に対する牽制的な効果もあり、事務の効率性・適正性の客観的な判断や不正防止を図る上で有効な手段である。	実施	実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・教育こども未来部が所管する1施設で指定管理者監査を実施する。 ・定期監査との同時実施については被監査部局の事務負担が大きく、また、事前審査にかける時間配分に余裕がなかったことから、対象施設、監査時期について監査計画の見直しをする。 ・事前審査、本監査に使用するチェックリストの項目や内容について、29年度監査の実績を踏まえて精査する。 ・平成30年3月に「指定管理者モニタリングマニュアル」が策定されたため、それを参考にしながらモニタリングの実施状況について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センターの指定管理者監査を実施した。 ・対象施設、監査時期について監査計画を見直し、定期監査の対象部局所管の施設を候補から除外するとともに、監査時期を12月とした。 ・事前審査、本監査に使用するチェックリストの項目や内容を平成29年度監査の実績を踏まえて精査した。 ・平成30年3月に策定された「指定管理者モニタリングマニュアル」に基づいたモニタリングについては、進め方や内容についてまだ定まっていない状況であったため、従前から生涯学習センターが行っていたモニタリングの結果について監査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センターの指定管理業務に係る問題点等の改善に寄与した。 ・前年度の監査を踏まえて監査項目などを見直したチェックリストにより、効率的に事前監査、本監査を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部が所管する1施設で指定管理者監査を実施する。 ・対象施設が財政援助団体である場合、指定管理者と財政援助団体に対する監査が同時にできないか検討し、可能であれば実施する。 ・「指定管理者モニタリングマニュアル」に基づいたモニタリングの実施状況について確認する。
						試行実施	試行実施	試行実施						
36	③ 事務事業の見直しと再編	施策評価における外部評価の導入	秘書企画課	総合計画の進行管理として、各施策の着実な推進を図るため、平成23年度から実施している施策評価について、外部評価の仕組の導入を検討する。	市民にとって、わかりやすい評価の仕組が構築され、客観的評価により、適切に施策が推進される。	試行実施	試行実施	試行実施	—	—	—	—	—	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画	
						H30	R1	R2							
37	(3) 質の高い行政経営の推進 ④ 公共施設等の計画的な改修と有効活用	公共施設の最適な配置	行政課	公共施設の来るべき老朽化や人口構造、社会的ニーズの変化に対応するため、公共施設の長寿命化を図るとともに、施設の統廃合も含めた今後のあり方を検討し、最適な配置の実現に向けた事業を推進していく。	公共施設を維持管理、運営していく上で、今後、公共施設としての機能を最大限に発揮させることにより、修繕・更新等に係る財政負担の軽減、平準化を図ることができる。	計画策定	実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の最終年度ということで、施設ごとの再配置の基本的な方針に基づき、市民説明会や関係団体ヒアリングなどを実施しながら、再配置計画のモデル事業案を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に引き続き公共施設再配置計画検討委員会を5回開催し、施設ごとの再配置方針や第1期計画期間での実施を予定する再配置計画案について検討を行った。 ・市民説明会の開催(2回)やパブリックコメントを実施し、公共施設再配置計画案に対する意見を伺うとともに、公共施設再配置への取組について市民に周知した。 ・公共施設再配置計画の策定にあわせて公共施設長寿命化計画を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設再配置計画の策定にあたり、市民説明会の開催や、公共施設再配置の取組を紹介したパンフレットの全ての行政区への回覧により、公共施設の老朽化の課題や市の取組について周知することができた。 ・パブリックコメントでは、23人から51件の意見があり、多くの人に周知がされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設再配置計画及び長寿命化計画の推進にあたり、全庁的な組織を設置し進捗管理を行う。 ・第1期計画期間中の再配置計画案である岩倉北小学校屋内運動場等の建設工事の基本設計に着手する。 ・施設所管課による日常点検を実施し、結果報告を取りまとめる。 	資料61 資料63
				排水機場・公園施設・橋梁の長寿命化と適切な維持管理	維持管理課	来たるべき老朽化による維持管理費の増大に対応するため、排水機場については新たに修繕計画を策定し、県事業及び県補助金を活用する。また、公園施設・橋梁については引き続き長寿命化計画を定期的に見直ししながら推進する。	計画的な維持管理・更新を行うことでライフサイクルコストの削減を図りつつ、各施設の安全性・信頼性を高めることができる。	実施	実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・排水機場については、引き続き計画に基づく修繕を実施することに加え、統廃合についても念頭に置きながら県と協議していく。 ・公園施設・橋梁については、計画を適宜見直しながら、それに基づく改修・点検を実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水機場については、補修・補強等機能保全対策修繕計画に基づき大山寺排水機場の修繕を実施した。 ・公園施設については、長寿命化計画に基づき睦公園において小型遊具2基を更新した。 ・橋梁については、長寿命化計画に基づき八神橋の補修工事と夢結橋の法定点検を実施するとともに令和元年度以降の長寿命化計画を見直した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕の必要な排水機場について県と協議し、県補助事業で実施することで、市の財政負担を減らすことができた。 ・公園施設・橋梁については、長寿命化計画に基づく改修を実施することができた。
38															

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画	
						H30	R1	R2							
39	(3) 質の高い行政経営の推進	④ 公共施設等の計画的な改修と有効活用	計画的な基幹管路の耐震化	上下水道課	水道水の安定供給のため、計画的に基幹管路の耐震化を進める。	<p>基幹管路の耐震化工事を進めることにより、耐震化率を向上させることができる。</p> <p>目標耐震化率 令和2年度 50.5%</p> <p>※平成27年度基幹管路耐震化率 18.8% (平成27年度全国平均 22.5%、27年度愛知県平均 38.5%)</p>	41.0%	47.0%	50.5%	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に行った実施設計を基に、耐震化工事を行い耐震化率の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に行った配水基幹管路布設替工事の実施設計により、783.0mの区間を耐震管で布設替えを行い、耐震化率の向上を図った。 	<p>耐震化率：38.8% (目標率 41.0%に対し2.2ポイント下回る)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路掘削等の費用削減につながることから県道の道路改良工事に併せて工事を実施しているが、平成30年度は名古屋江南線や萩原多気線の一部について、県の工事が未着手となったことから、当初予定していた基幹管路の布設工事についても実施に至らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に行った実施設計を基に、耐震化工事を行い耐震化率の向上を図る。
40	(4) 情報化への取組と市民との行政情報の共有	① 情報化による市民サービスの向上	学校施設の安全性の向上と適切な維持管理	学校教育課	平成30年3月に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の不具合を未然に防ぐため、日常的、定期的な施設の点検を実施する。また、専門家による定期点検を5年間隔を目途に実施し、計画的な学校施設の維持管理に取り組む。	施設の安全性の確保とともに、計画的な維持管理により、近い将来に見込まれる校舎や屋内運動場の再整備に向け、コストの縮減・平準化や施設の長寿命化を図ることができる。	実施	実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設長寿命化計画に基づき、国庫等財源の確保や経費縮減に向けた情報取得に努め、効果的かつ効果的な維持管理・更新に取り組む。 各小中学校へ修繕調査を行い、修繕箇所を把握し、必要な経費について予算計上する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設長寿命化計画に基づき、岩倉中学校南館の給排水・衛生設備や屋上防水の改修工事を実施した。 日常点検や小中学校へ修繕調査を行い、今後、必要な修繕箇所と費用を把握するとともに修繕箇所を把握し、修繕を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設長寿命化計画に基づき効果的かつ効果的な維持管理・更新をすることができた。また、国庫補助事業で実施することで、市の財政負担を軽減することができた。 日常点検や修繕調査を行うことにより、修繕箇所の優先順位を定め計画的な発注を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、学校施設長寿命化計画に基づき、国庫等財源の確保や経費縮減に向けた情報取得に努め、効果的かつ効果的な維持管理・更新に取り組む。 岩倉市公共施設長寿命化計画に基づき施設点検を行う。
41	(4) 情報化への取組と市民との行政情報の共有	① 情報化による市民サービスの向上	ホームページの活用	秘書企画課	ホームページから簡易な申込みや意見投稿(市民の声やパブリックコメントなど)ができる機能を活用し、そこから得られた意見等を随時、施策や計画策定に反映させる。	簡易な手続きがホームページからできるようになり、利便性が高まる。また、集計機能を活用することで迅速な集計、分析が可能になるとともに、市民の声を市政に反映しやすくなる。	実施	実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベントの参加申込をホームページで行えるよう取り組む。 ホームページを効果的に活用し市政の市民意向の把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 3種類のイベント(六呂師高原ハイキング、企業見学ツアー、大野市交流事業(九頭竜紅葉まつり・大野市街地))参加者募集に投稿フォームを活用し、55件の申込みがあった。 「市民の声」についてホームページを通じた投稿は147件だった。 	<ul style="list-style-type: none"> 閉庁時でもイベントの参加申込みができ、サービス向上につながった。 ホームページからの「市民の声」の投稿機能を使い、手軽に意見を寄せせる手段を提供できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベントの参加申込をホームページで行えるよう取り組む。 アンケート、パブリックコメント、「市民の声」などでホームページを効果的に活用し市政の市民意向の把握に努める。

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
43	(4) 情報化への取組と市民との行政情報の共有 ② 情報化による事務の効率化	業務システムの最適化	協働安全課	業務システムの更新に合わせて、事務の効率化、サービス提供の迅速化に資するシステムを選定・導入する。導入後も随時、最新のシステムや情報処理技術の動向について研究し、費用対効果も見据えながら導入を検討する。	事務の処理速度、正確性が向上し、業務の効率化が図られる。また、それに伴いサービスの質の向上が見込まれる。	実施	実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーを利用した情報連携に対応したシステムを導入し、書類の省略や時間の短縮による市民サービス向上を図る。 住民情報系システム（個人番号利用系システム）を更新し、特別児童扶養手当業務と地域生活支援業務の福祉システム及び就学援助システムを新たに導入し、就学援助システムについては、平成31年4月の運用に向けて準備した。 平成31年2月からマイナンバーの独自利用を生活保護を始めとする7事務で開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民情報系システム（個人番号利用系システム）の更新や新規導入によって、業務の効率が上がった。 7事務で情報連携を新たに設定したことにより、書類の省略や時間の短縮をすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 最新のシステムやRPAやAI等の情報処理技術の動向について研究する。 自庁で開発したシステムについてはメンテナンスが困難になりつつあるため、民間のシステムへの切り替えについて研究する。 	
44	③ 市民と行政の情報の共有	市民との協働による広報紙づくり	秘書企画課	広報モニターの活動支援を行う。 市民からの情報発信を行う。	市民目線で情報発信ができる広報紙とすることで、市からのお知らせだけでなく、身近な情報や新しい発見に触れることができるため、情報の共有化が進む。	実施	実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 「みんなの広場」の周知に努めるとともに、市民との協働により特集等でより多くの市民を取り上げ関心を高める。 投稿型コーナー「みんなの広場」をさらに親しみやすく手軽に投稿できるように「いわフォト」にリニューアルした。年間合計で34件の投稿があった。 広報モニターからは23件の記事や写真の投稿があった。 特集等のコーナーで13人の人と、22の団体を紹介した。 広報モニター会議を2回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政からのお知らせだけでなく、市民の写真や言葉を掲載することで広報紙を身近に感じてもらうことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 「いわフォト」のコーナーの周知に努めるとともに、市民の写真や言葉を多く掲載し、関心を高める。 	

資料71

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画	
						H30	R1	R2							
45	(4) 情報化への取組と市民との行政情報の共有	③ 市民と行政の情報の共有	広聴活動の充実と的確な情報発信	秘書企画課	<p>市政モニター、市民の声、タウンミーティング等で広く意見を募集するほか、行政区等と意見交換会を実施するなど、積極的に要望や困りごとの把握に努める。 また、ホームページの充実やほっと情報メールの配信を行う。</p>	<p>市民が期待していること、知りたいと思っていることを的確に把握し、それに対する市の考え方や対応を多様な手段により積極的に公開・伝達していくことで情報の共有化が進む。</p>	実施	実施	実施	<p>・広聴に当たっては、多くの人に参加してもらえよう、ホームページ等で周知に努めてほしい。 ・地域や世代でターゲットを絞って行うことも検討してほしい。</p>	<p>・広聴事業への参加人数増加を企図した周知方法について検討すること。 ・地域や世代によってターゲットを絞って行う広聴について検討すること。</p>	<p>・ホームページをより見やすく、欲しい情報にたどりつきやすくする。 ・市民と直接意見を交わす意見交換会や、市政モニター、市民の声、タウンミーティングなど多様な広聴活動を行う。</p>	<p>・ホームページのトップページ等で広聴活動の周知を行った。 ・全ての小学校区で「地域公共交通を語る会」を開催し、107人が参加した。 ・市政モニター会議(4回、延べ52人)、いどばた広聴(4回、106人)、タウンミーティング(2回、49人)、出前講座(10回、184人)を実施、市民の声には290件の投稿、ほっと情報メールでは414件の情報を配信した。 ・市公式フェイスブックの運用を平成31年1月から開始した。</p>	<p>・様々な世代、地域の人から直接意見等を伺い、課題等の情報共有ができ今後の市政運営の参考とすることができた。 ・ホームページ等を通じ、様々な情報発信をすることができた。 ・市公式フェイスブックの運用開始により、情報発信手段が増え、より多くの人に情報が伝えることができた。</p>	<p>・子ども向けイベント、高齢者向けイベントなどに出向き、様々な世代の意見を聞く広聴活動を行う。 ・ホームページ、ほっと情報メール、フェイスブック、LINEなど多様な手段で情報発信を行う。</p>
					46	民俗資料等のデータベース化と活用	生涯学習課	<p>市が所蔵する民俗資料に加え映像資料のデータベース化を進める。それらの情報を活用しホームページ上で企画展を開催する。</p>	<p>郷土の歴史や文化に対する理解を深め、郷土愛を育む。</p>	実施	実施	実施	—	—	<p>・先進的な事例の情報収集に努めるほか、平成30年度実施予定の企画展についても、データベースの情報を活用し、ホームページ上で公開できるよう準備を進める。 ・映像資料等のデジタル化についても研究する。</p>

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画
						H30	R1	R2						
47	(4) 情報化への取組と市民との行政情報の共有 ④ 情報セキュリティの確保	セキュリティレベルの向上	協働安全課	最新のセキュリティ対策について、常に情報収集を行い、その時々に対応した高度なセキュリティレベルを確保する。 また、セキュリティ研修、標的型攻撃メールへの対応訓練等を継続的に実施し、セキュリティ意識の向上に努める。	セキュリティレベルが一定水準に保たれることにより、安心して情報やサービスの提供を受けることができる。	実施	実施	実施	・全職員が研修を受講するよう引き続き取り組んでほしい。	・研修を継続的に実施すること。	・研修や訓練を通じて職員のセキュリティ意識のさらなる向上に努めるとともに、最新の脅威についての情報収集を常に行い、高度なセキュリティ環境を保持する。	・職員に対してセキュリティ研修(受講者22人)を実施するとともに、標的型攻撃メール対策訓練(1回)を実施した。 ・平成30年10月からセキュリティを向上させるためのサービス(セキュリティ向上プラットフォームサービス)の利用を開始した。 ・平成31年1月から住民情報系システムをクラウド方式に移行した。	・研修や訓練により職員のセキュリティ意識は向上され、標的型攻撃メール対策訓練では、メールに記載されたURLアクセス件数が減少した。 ・セキュリティ向上プラットフォームサービスにより、安全な回線を利用してWindowsの更新プログラムを取得できるようになった。 ・住民情報系システムのクラウド化により高度なセキュリティ環境のデータセンターで運用管理されることで、災害時等のリスクが下がった。	・研修や訓練を通じて職員のセキュリティ意識のさらなる向上に努めるとともに、不定期で実施していた内部での業務システムのアクセスログによる情報セキュリティ監査を毎年実施する。
48	(3) 質の高い行政経営の推進 ① 市民サービスの充実	消費生活相談体制の充実	商工農政課	平成29年度に設置した岩倉市消費生活センターについて、多様化する消費生活に関する相談や苦情など迅速かつ適切に対応するため、さらなるセンターの周知を図るとともに、消費生活専門相談員への研修や相談員間による情報共有の場などを通し資質向上を図る。 また、センターの利用状況に応じて、開設日時を拡充するなど、相談体制の充実に努める。	消費生活センターの相談体制を充実させることで、消費者トラブルに対する迅速な対応が可能となり、市民が安全で安心して豊かな消費生活を送ることが見込まれる。	実施	実施	実施	・次年度から、資料として相談の項目毎の相談実績を提出してほしい。 ・弁護士に依頼した相談についても、その結果を把握し、相談員にフィードバックする等してほしい。	・弁護士に依頼した相談結果を把握し、相談員にフィードバックする等して相談員の資質向上に努めること。	・開設した消費生活センターの周知に努める。 ・相談員の資質向上を図るため、国民生活センターが実施する研修等へ相談員の派遣を行う。 ・専門性の高い相談にも対応するため、年10回程度、弁護士を交えた相談等を実施する。	・広報紙や市ホームページを通し、多発する手口等の消費生活に係る注意喚起の情報を掲載することと併せ、相談先となる消費生活センターを周知した。また、11月の「いわくら市民ふれ愛まつり」内の消費生活フェアで、センターを啓発するエコバックの配布を行い、若年者向けの対策としては、小学6年生と中学3年生を対象に、注意喚起及びセンターを周知するため、クリアファイルとチラシを作成し、配布した。 ・相談員を国民生活センターの開催する研修等へ派遣した。 ・年10回弁護士を交えた相談を実施した。	・様々な機会を通し、消費生活センターを周知したことで、必要時にはセンターを活用いただくなど、市民生活の安心に寄与することができた。 ・相談員の研修や弁護士同席による相談、また、その相談記録を相談員間で情報共有することで、相談員のスキルアップが図られ、相談体制の充実に繋がった。 ・107件の市民からの相談があった。	・引き続き、消費生活センターの周知に努める。 ・相談員の資質向上を図るため、国民生活センターが実施する研修等へ相談員の派遣を行う。 ・年10回程度、弁護士を交えた相談等を実施することにより、専門性の高い相談にも対応できるよう、相談員のスキルアップを図る。

資料73

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標			行政経営プラン推進委員会からの意見	行政改革推進本部会議からの指示事項	平成30年度の計画	平成30年度の実績(実施内容)	平成30年度の実施効果	令和元年度の計画	
						H30	R1	R2							
49	(3) 質の高い行政経営の推進	① 市民サービスの充実	健康課	がん検診申込機会の拡大	平日の開所時間に来所できない人のために、申込機会を拡大する。	市民サービスの向上及び受診率の向上が期待できる。	実施	実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・申込専用受付(場所)の設置期間を延長する。 ・保健センターの開庁所時間に来所できない人のために、申込日に日曜日も設定することを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込専用受付の設置期間を2日延長し、5日間とした。 ・女性を対象とする検診の申込を日曜日から開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込専用受付の設置期間を延長したことにより、がん検診の申込以外で来所する人とのすみ分けができ、窓口の混雑を回避できた。 ・女性を対象とする検診の申込を日曜日から開始したことにより、申込初日の受付件数が平成29年度より39件増加し501件であった。 全体の申込者数としては、平成29年度より130件増加し2,225件であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性を対象とした検診と胃がん検診は申込開始日が異なるため、双方を同時に受診する場合には一度に申込できるよう検討する。
		② 民間活力の積極的活用					学校教育課	令和元年8月の給食調理及び配送等業務委託の更新に伴い、新たに配膳業務を民間に委託する。	給食調理及び配送業務だけでなく、配膳業務も民間に委託することにより、調理から配膳まで給食に関する衛生管理が同じ水準で一貫して行うことができる。						
51	行(4) 政情報化への取組と市民との	① 情報化による市民サービスの	環境保全課	ごみ分別アプリの導入	スマートフォンの普及率が年々高まっている中、市民がごみの分別をより簡単に調べることができ、ごみ収集日や分別収集日のお知らせ、多言語対応も可能な「ごみ分別アプリ」を導入するもの。	ごみ分別アプリの導入により、市民の分別意識が高くなり、ごみの出し忘れを少なくすることができる。多言語対応にすることで外国人のごみ出しルールに対する理解が深まる。	検討	準備・実施	実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・先行自治体及び事業者への聞き取り実施、導入に向けての課題整理、必要経費の積算を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施に向けて、先行自治体や事業者からの聞き取り等を行い、必要な準備作業を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の整理等を行い、多言語対応(英語・ポルトガル語)とするなど、導入に向けての準備をすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、窓口でのチラシ配布等により市民への周知啓発を行い、7月から運用を開始する。開始後は、市民の利用状況等を検証し、改善等に努める。
		③ 質の高い行政経営の推進					民間住宅の耐震化の促進	都市整備課	住宅の耐震化の必要性や補助制度等の周知・啓発により、耐震化を促進し、耐震化率の向上に取り組む。						

No. 28、30、33、42については、平成30年度の中間見直しにより、整理されています。